

富士市若者相談窓口運営業務(2025～2028)委託仕様書

1 業務目的

本事業は、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）に基づき、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者（以下「困難を抱える若者」という。）の自立に向けた支援を行うことを目的とする。

2 実施期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで（3 か年）

3 実施場所 富士市教育プラザ 1 階の会議室（事務室）

4 委託内容

（1）若者相談窓口等の運営業務（追加・変更可能）

ア 窓口の運営（ニート、ひきこもり、不登校等の相談業務ほか）

困難を抱える若者（概ね 15 歳から 39 歳までとする。）及びその家族等からの相談に応じ、その状況及び状態等を把握するとともに、助言や各関係支援機関・団体等（以下「関係機関等」という。）の紹介、必要な支援のコーディネート、情報の提供などを行うこと。

イ 関係機関等との連携強化

関係機関等に係る情報を収集し、連携体制の強化に努めること。

ウ 「居場所事業」の実施

支援を必要とする若者の実態に応じて、「居場所事業」を実施すること。

教育プラザ内を活用し、困難を抱える若者が安心して過ごせる時間と場所を提供。

場所は教育プラザ 1 階の若者相談窓口、青少年交流室、多目的ホール等。

内容や手法等については市と協議すること。

エ 「家族会」、「フォローアップミーティング」の実施

支援を必要とする若者及びその家族等を対象とした「家族会」、就労した者・就労しそうな者等を対象とした「フォローアップミーティング」を実施すること。

月に 1 回程度。会場は教育プラザの会議室等。

内容や手法等については市と協議すること。

オ 講習会等の実施

困難を抱える若者の育成支援に携わる支援員（若者サポーター等）を対象とする講習会や研修会等を実施すること。

カ アウトリーチ（訪問支援）・伴走支援等の実施

窓口での相談業務のほか、支援を必要とする若者の状況把握をするなど、必要に応じてアウトリーチ・伴走支援等を行うこと。

キ 富士市子ども・若者支援協議会等との連携

子ども・若者支援協議会の調整機関（青少年相談センター）や関係機関等と連携して事業を推進すること。

ク 「ケース検討会議」の開催等

相談者の状況、状態等に応じた関係機関等に出席を求め、支援の方法等を検討する

「ケース検討会議」を実施すること。

ケ 市への報告

業務の実施状況（相談内容や相談件数等など）について、月に 1 回程度、市へ報告すること。

コ その他

会議や研修会等への参加を通じて、窓口職員（受託者）の育成に努めること。

（２）啓発・連携等業務

ア 市事業等への協力

- ・相談窓口についての周知を図るほか、不登校やひきこもり対策等の重要性などについての普及啓発に努めること。
- ・行政機関（国・県・市）等が主催する事業への協力を行うこと。

イ 青少年相談センターとの連携・協力について

- ・青少年相談センターと連携を図り、青少年相談センターの各種相談事業等に対する協力を行うこと。

５ 実施体制

（１）開所日及び開所時間

ア 開所日は、火曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除く。

イ 1 日の開所時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。

ウ 相談者の事情等を斟酌し、市と協議のうえ、開所時間を変更することができる。

（２）相談員

社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士等、社会生活を営む上で困難を抱える若者の支援に生かすことのできる資格を有していること。

（３）人員体制等

以下のとおりとする。

種別	勤務日	人数	備考
相談員	火曜日～土曜日	2 人／日	
相談員補助	週 3 日	2 人／日	曜日については要相談
相談員補助	週 2 日	1 人／日	曜日については要相談

※市との連絡・調整等を行う担当者 1 人を選任すること。

６ 支援の対象者

本事業における支援の対象者は、原則として、富士市在住・在学の概ね 15 歳から 39 歳までの困難を抱える若者及びその家族等とする。

7 事業実施に係る留意事項

(1) 経費等について

- ア 相談に係る経費は、相談者から徴収しないこと。
- イ 市は、本事業に係る机・椅子、キャビネット、書庫を用意し、光熱水費及び通信費（固定電話代・インターネット接続料）を負担することとする。（パソコン及びプリンタは用意しない。持ち込むパソコンのセキュリティー対応はしっかりすること。）
- ウ 本事業に必要な消耗品は、受託者が用意すること。
- エ 見積額には、通勤経費及びアウトリーチ等に係る経費（交通費）を含めるものとする。
- オ 本事業に関するウェブサイトは、市のウェブサイト内に開設する。
- カ メールアドレスは、市が専用アドレスを提供する。

(2) その他留意事項

- ア 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。
- イ 本業務において知り得た情報等は、受託団体の実施する他の業務や、営利活動に利用してはならない。
- ウ 本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- エ 雇用主の責務として、受託業務に従事する者に対して、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく安全配慮義務を果たすための措置を講ずること。

8 事業報告

受託者は、各年度事業終了後 30 日以内に事業実績報告書等を提出するものとする。

なお、委託料の支払いは、分割で行うこととする。（初年度年 2 回：11 月、2 月、2 年目・3 年目 年 4 回：5 月、8 月、11 月、2 月、最終年度年 2 回：5 月、8 月）

9 雑則

この仕様書は、富士市が富士市若者相談窓口運営事業を委託する場合に適用される基本内容について定めたものであり、受託者は、当該仕様書に明記されていない事項であっても、業務に必要と認められる事項については、その都度、市と協議の上実施するものとする。